萩市企業立地促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における企業の立地を促進し、雇用機会の創出及び拡大並びに産業の振興に 資するため、本市において工場等を設置する事業者に対する企業立地促進奨励金(以下「奨励金」と いう。)について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 工場等 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業 分類に掲げる製造業等、別に定める事業の用に供する施設をいう。
 - (2) 事業者 市内に工場等を設置する者で、市と立地に関する協定を締結する者をいう。
 - (3) 設置 工場等の新設、増設又は改築をいう。
 - (4) 新設 本市に工場等を設置していない事業者(以下「市外事業者」という。)が、新たに工場等を本市に設置すること、又は本市に工場等を設置している事業者(以下「市内事業者」という。)が、本市に既に建設されている施設(以下「既存施設」という。)の規模を拡大する目的で既存施設の敷地及び隣接地以外の市内の場所に新たに工場等を設置することをいう。ただし、本市に既に建設されている施設の買収等により取得した既存施設の改修等は除く。
 - (5) 増設 市内事業者が、既存施設の規模拡大を目的として既存施設の敷地若しくは隣接地に新たに工場等を設置すること、又は既存施設において設備を増強することをいう。ただし、既存施設の合理化又は老朽化による更新のための改造、取り替え、若しくは補修することは除く。
 - (6) 改築 市内事業者及び市外事業者が市内の既存施設を取得又は賃貸し、事業拡大を目的として施設 の改築を行い、工場等を設置することをいう。
 - (7) 固定資産投資額 工場等の新設、増設及び改築に係る費用のうち、事業者が取得した所得税法施行 令(昭和40年政令第96号)第6条第1号及び第3号に掲げる減価償却資産であって、直接事業 の用に供されるものの取得に要した費用の総額をいう。
 - (8) ファイナンスリース契約 「リース取引に関する会計基準」(改正平成19年企業会計基準第13号)中「5」にいうファイナンスリース物件については、固定資産投資額として取り扱うものとする。ただし、リース期間終了後に所有権が移転するものに限る。
 - (9) 新規雇用従業者 次に掲げる要件をすべて満たす者をいう。
 - ア 立地に関する協定を締結した日から操業を開始した日までの間に新規に雇用された者
 - イ その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者になっている者
 - エ 市内事業所全体で雇用されている従業者の数が、操業を開始した後12月を経過する日時点で、 立地に関する協定を締結した日と比べ、増加している場合に限る
 - (10) 中小企業者 事業者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「中小企業法」という。)第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の中小企業法第2条に規定する中 小企業者以外の企業(以下「大企業」という。)が所有していること
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること

(交付の対象及び補助率等)

- 第3条 市は、毎年度予算の範囲内において、次に掲げる要件を備える工場等であらかじめ市長が指定するもの(以下「指定工場等」という。)を設置する事業者に対し、別表1に掲げるとおり奨励金を交付する。
 - (1) 工場等の内容が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 製造業
 - イ 情報通信業 (情報サービス業、インターネット付属サービス業、映像・音声・文字情報制作業)
 - ウ 運輸業・郵便業(道路貨物運送業、倉庫業、こん包業)
 - エ 卸売業・小売業 (卸売業)
 - オ 学術研究、専門・技術サービス業 (学術・開発研究機関、デザイン業、広告業)

- カ 宿泊業、飲食サービス業 (旅館、ホテル)
- キ その他、本市の雇用機会の創出及び拡大並びに産業の振興に寄与すると市長が特に認める業種 (2) 工場等の設置に伴う建物及び事業用設備に係る固定資産投資額並びに、新規雇用従業者の数が次の
- 表に掲げる区分に応じた金額及び人数を下回らないものであること。

| 区分 | 固定資産投資額 | 新規雇用従業者数 |
|---------------|---------|----------|
| 中小企業者以外の事業者 | 1 億円 | |
| 中小企業者 | 5 千万円 | 3人 |
| 市内に本社を置く中小企業者 | 3 千万円 | |

(3) 市税等を完納していること。

(指定の申請)

第4条 前条第1項の規定に基づき指定を受けようとする事業者は、工場等の操業開始前までに工場等指定申請書(別記第1号様式)及び設置工場等事業計画書(別記第2号様式)に各様式に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の指定を受けなければならない。

(指定の通知)

- 第5条 市長は、前条の工場等指定申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当で あると認めるときは、指定工場等として指定し、その旨を指定書(別記第3号様式)により当該事業者 に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により指定をする場合において、当該指定の目的を達成するため必要があると 認めるときは、条件を付することができる。

(計画の変更等)

- 第6条 指定工場等を設置する事業者(以下「指定事業者」という。)は、当該指定工場等に係る事業計画(以下「事業計画」という。)について、次の事項に該当する場合は、あらかじめ、事業計画変更 承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業計画に係る固定資産投資額の2割を超える増減があるとき。
 - (2) 事業計画を中止又は廃止しようとするとき。

(操業開始の届出)

第7条 指定事業者は、工場等の操業を開始したときは、操業開始の日から30日以内に操業開始届出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付申請)

- 第8条 奨励金を受けようとする指定事業者は、企業立地促進奨励金交付申請書(別記第6号様式)を 市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書は、正副2通とする。
- 3 前項の申請書の提出は、指定工場等の操業を開始した日から起算して12月を経過した日から1年 以内とする。
- 4 指定事業者は、前項の申請を行うにあたって、当該奨励金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額(奨励金の交付の対象に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第 108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗 じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請書を提出しなければならない。ただし、申請時 において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りで ない。

(奨励金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、奨励金を交付する ことが適当であると認めたときは、奨励金の交付を決定し、当該事業者に対しその旨を通知するものと する。

- 2 市長は、前項の規定に基づく交付の決定に当たっては、前条第4項により奨励金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請書が提出されたものについては、これを審 査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 市長は、前条第4項ただし書による交付申請書が提出されたものについては、奨励金に係る消費税 及び地方消費税に係る仕入控除税額について、奨励金の額の確定において減額を行うこととし、その 旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第10条 奨励金の交付決定を受けた指定事業者(以下「奨励指定事業者」という。)は、前条の通知 書の内容決定又はこれに付された条件に不服があり、奨励金の交付申請を取り下げようとするときは、 通知を受けた日から15日以内にその旨を書面をもって市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

- 第11条 奨励指定事業者は、指定工場等の設置が完了したときは、指定工場等操業実績報告書(別記 第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書は、正副2通とする。
- 3 第1項の実績報告書は、第8条第1項の交付申請書に添えて提出しなければならない。
- 4 奨励金の交付対象事業者は、前項に規定された実績報告書の提出を行うにあたって、奨励金に係る 消費税及び仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して 提出しなければならない。

(奨励金の交付)

- 第12条 第9条の規定により通知を受けた奨励指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするとき は、企業立地促進奨励金支払請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、当該奨励指定事業者に対し、奨励金を交付する。

(奨励金の返還)

- 第13条 指定事業者は、奨励金の対象の事業終了後に申告により奨励金に係る消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告書(別記第9号様式)を市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は 一部の返還を命ずるものとする。

(地位の承継)

- 第14条 相続、合併、譲渡その他の事由により指定事業者又は奨励指定事業者から指定工場等を承継 した者は、それぞれ指定事業者等又は奨励指定事業者としての地位を承継するものとする。
- 2 前項の規定により指定事業者等又は奨励指定事業者の地位を承継したものは、その承継した日から 1月以内に、地位承継届(別記第10号様式)に承継の事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指示事項の遵守)

第15条 奨励指定事業者は、市長が指定工場等の操業状況、雇用状況及び営業状況等の報告を求める など必要な指示をしたときには、これに従わなければならない。

(事業の休止等の届出)

第16条 奨励指定事業者は、指定工場等の操業開始後10年以内に事業を休止し、又は廃止したとき は、その事実が生じた日から10日以内に、事業休止届又は事業廃止届(別記第11号様式)によりそ の旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 奨励指定事業者は、奨励金の交付の目的に反して奨励の対象となった財産の区分に応じて建物若しくは事業用設備の使用、譲渡、交換又は貸付けをしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記第12号様式)を市長に提出してその承認を受けなければならない。

(指定の取消し等)

- 第18条 市長は、指定事業者又は奨励指定事業者が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消す ことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により指定又は奨励金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) この要綱又は要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
 - (3) 指定又は奨励金の交付の決定に関して付した条件に違反したとき。
 - (4) 正当な理由によることなく指定工場等の操業開始後10年以内に事業が縮小され、又は休止され、若しくは廃止されたとき。
- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に 奨励金が交付されているときは、当該指定業者に対して、期限を定めてその返還を命じるものと する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

(企業立地促進奨励金交付要綱等の廃止)

2 萩市企業立地促進奨励金交付要綱(平成20年6月1日制定)及び萩市製造の事業雇用奨励金交付 要綱(平成18年7月7日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前に、萩市企業立地促進奨励金交付要綱及び萩市製造の事業雇用奨励金交付要綱 の規定により指定された工場等の設置事業者に対する奨励金の交付については、なお従前の例によ る。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

| 奨励金 の種類 | 奨励金の対象 となる経費 | 設置種別 等 | 交付率 | 奨励金上限額 |
|------------|-----------------|-----------|---|-----------|
| | 工場等の設置 | 新設 増設 | 工場等の設置に係る固定資産投資額 に 100 分の 5 を乗じて得た額 ただし、市内事業者については 100 分の 10 を乗じて得た額 | 1 億円 |
| | に要する経費 | 改築 | 生産施設等の設置に係る固定資産投資額に 100 分の 5 を乗じた後に 2/3 を乗じて得た額 ただし、市内事業者については 100 分の 10 を乗じた後に 2/3 を乗じて得た額 | 5, 000 万円 |